【 参 考 資 料 】

資料１　厚労省「日本の人口の推移」抜粋

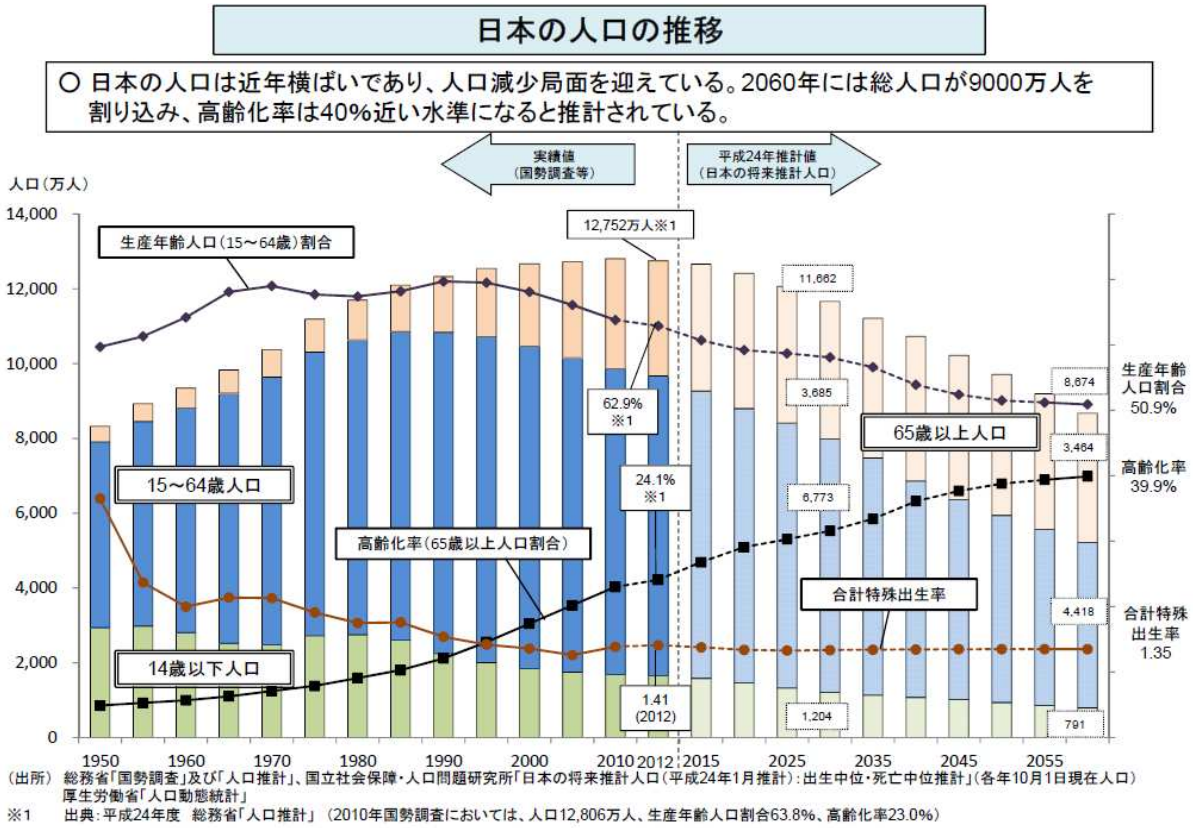

（出所）総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位推計」（各年10月1日現在人口）
厚生労働省「人口動態統計」
※1　出典：平成24年度　総務省「人口推計」（2010年国勢調査においては、人口12,806万人、生産年齢人口割合63.8%、高齢化率23.0%）

資料２－１　国立社会保障・人口問題研究所「就労関連施策の全体像」より

・障害者自立支援法においては、就労支援の強化を図るため、授産施設等を目的・機能によって「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」に再編している。
・障害者雇用促進法においては、障害者就業・生活支援センター の設置（平成14年）、精神障害者の　雇用対策の強化、福祉施策との有機的な連携（平成18年）など、順次障害者雇用の促進・強化を図ってきている。

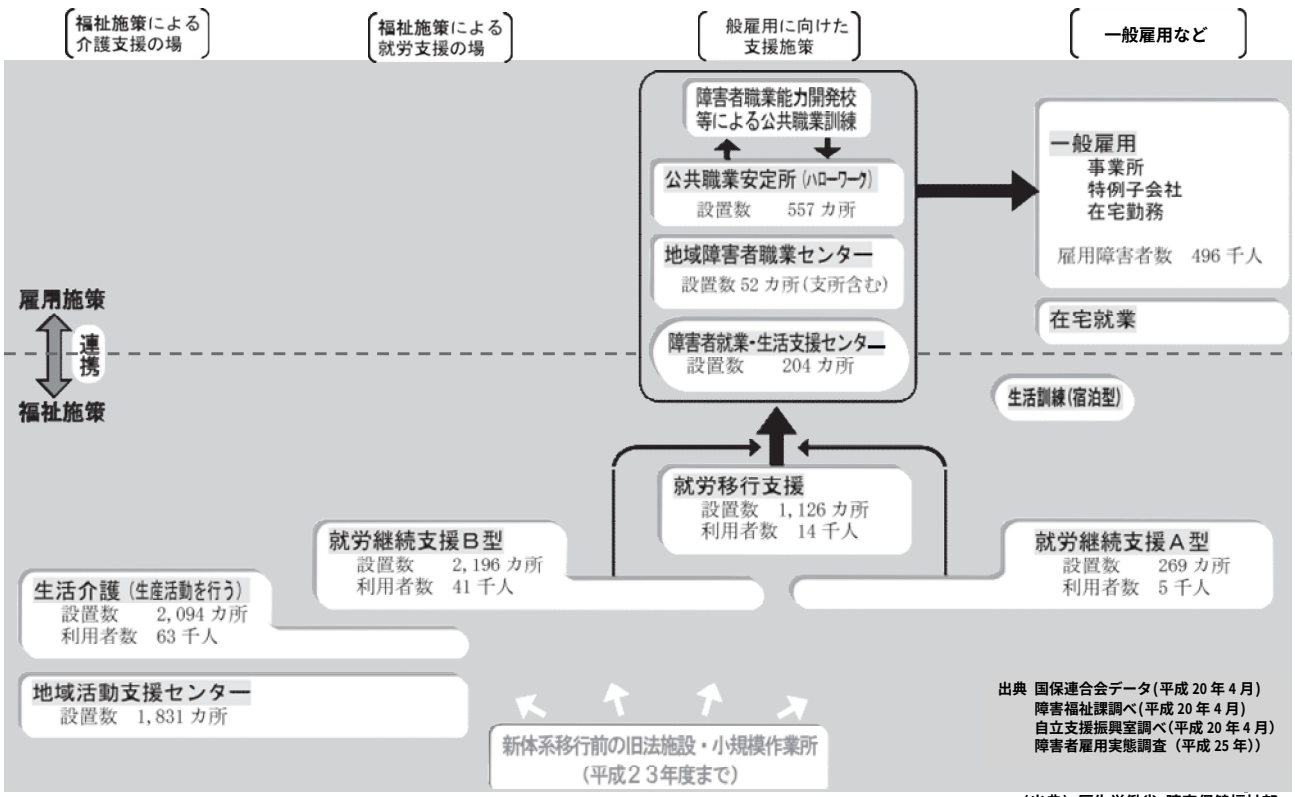

（出典）厚生労働省 障害保健福祉部
職リハネットワーク 2009 年 9 月 NO.65 抜粋

資料２－２　厚労省「障害者総合支援法の事項別概要」抜粋

題名・目的・理念

○　改正障害者基本法を踏まえ、法の目的規定を改正し、基本理念を創設することにより、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。　【平成25年4月1日施行】

目的の改正

○「自立」の代わりに、新たに、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を明記。
○ 障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業による支援を明記し、それらの支援を総合的に行うこととする。

基本理念の創設

23年7月に成立した改正障害者基本法で、目的や基本原則として盛り込まれた、

① 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念
② 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現
③ 可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられること
④ 社会参加の機会の確保
⑤ どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
⑥ 社会的障壁の除去

といった重要な考え方を新法の理念としても規定することとしたもの。

題名

「障害者自立支援法」⇩「障害者総合支援法（※）」

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

資料２－３　内閣府「第３次障害者基本計画の特徴」より

第３次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】
障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
※ 平成５年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により，同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】
平成24年5月以降，障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ，政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
また，8月23日から９月５日までﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを実施

概要（特徴）

① 障害者施策の基本原則等の見直し
障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し(①地域社会における共生等，②差別の禁止，③国際的協調)
また，施策の横断的視点として，障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し
制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ，従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設
障害者基本法改正，障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ，以下の３つの分野を新設
7．安全・安心
防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護　等
8．差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止　等
9．行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮　等

④ 既存分野の施策の見直し
基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し
・障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
・精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
・新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
・障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
・優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
・障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1))　等

⑤ 成果目標の設定
計画の実効性を確保するため，合計45の事項について成果目標(※)を設定
※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより，政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化
障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

第３次障害者基本計画の概要

Ⅰ 障害者基本計画（第３次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね５年間

Ⅱ 基本的な考え方

１．基本理念

全ての国民が，障害の有無にかかわらず，等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり，**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法１条）

２．基本原則

① 地域社会における共生等（3条）
② 差別の禁止（4条）
③ 国際的協調（5条）

３．各分野に共通する横断的視点

① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
② 当事者本位の総合的な支援
③ 障害特性等に配慮した支援
④ アクセシビリティの向上
⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援
障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療
精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等
新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業，経済的自立の支援
障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境
住宅の確保，ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

6. 情報アクセシビリティ
放送・通信等のｱｸｾｼﾋﾞﾘﾃｨの向上，意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心
防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力
権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第３次計画における新規分野

Ⅳ 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

分野別施策の基本的方向

1　生活支援
- 相談支援体制の構築
- 在宅サービス等の充実
- 障害児支援の充実
- サービスの質の向上等
- 人材の育成・確保
- 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- 障害福祉サービス等の段階的な検討

2　保健・医療
- 保健・医療の充実等
- 精神保健・医療の提供等
- 研究開発の推進
- 人材の育成・確保
- 難病に関する施策の推進
- 障害の原因となる疾病等の予防・治療

3　教育，文化芸術活動・スポーツ等
- インクルーシブ教育システムの構築
- 教育環境の整備
- 高等教育における支援の推進
- 文化芸術活動、スポーツ等の振興

4　雇用・就業、経済的自立の支援
- 障害者雇用の促進
- 総合的な就労支援
- 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 経済的自立の支援

5　生活環境
- 住宅の確保
- 公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- 公共的施設等のバリアフリー化の推進
- 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6　情報アクセシビリティ
- 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 情報提供の充実等
- 意思疎通支援の充実
- 行政情報のバリアフリー化

7　安全・安心
- 防災対策の推進
- 東日本大震災からの復興
- 防犯対策の推進
- 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8　差別の解消及び権利擁護の推進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 権利擁護の推進

9　行政サービス等における配慮
- 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- 選挙等における配慮等
- 司法手続等における配慮等
- 国家資格に関する配慮等

10　国際協力
- 国際的な取組への参加
- 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- 国際的な情報発信等
- 障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目（7，8，9）は第3次計画における新規分野

資料２－４

１　障害者権利条約の概要

○　障害者権利条約は、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、平成18年12月に採択され、我が国は平成19年9月に署名。平成25年3月現在で、世界130の国及び地域が批准。前文と本文50条から構成。

○　一般的義務として、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権と基本的自由を完全に実現することを確保・促進すべきと定めるとともに、施設及びサービス、司法、教育、労働・雇用、文化・スポーツなどにおいて、締約国が取るべき措置を規定。

２　労働・雇用分野に関する規定

○　労働・雇用分野については、公共・民間部門での雇用促進等のほか、

①　あらゆる形態の雇用に係るすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全・健康的な作業条件を含む。）に関する差別の禁止

②　公正・良好な労働条件、安全・健康的な作業条件及び苦情に対する救済についての権利保護

③　職場において合理的配慮が提供されることの確保

等のための適当な措置をとることにより、労働についての障害者の権利の実現を保障・促進。

※「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とされている。

資料２－５　厚労省「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要」より

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目　的　（平成23年6月17日成立、同6月24日公布）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1　「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法2条1号）。
2　「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
3　障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

1　何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
2　障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務]相談等、居室確保、連携確保	[設置者等の責務]　当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施	[事業主の責務]　当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →報告→ 都道府県 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[スキーム] 虐待発見 →通報→ 市町村 →通知 虐待発見 →通報→ 都道府県 →報告→ 労働局 ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

3　就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

1　市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
2　政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
3　平成24年10月1日から施行する。

※　虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

資料２－６　厚労省「障害者雇用促進法の改正の概要(平成 25 年度)」より

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずる。

1. 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応

（1）障害者に対する差別の禁止
雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。

（2）合理的配慮の提供義務
事業主に、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付ける。
ただし、当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く。

（想定される例）
・ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること
・ 知的障害を持つ方に合わせて、口頭だけでなく分かりやすい文書・絵図を用いて説明すること

→（1）（2）については、公労使障の四者で構成される労働政策審議会の意見を聴いて定める「指針」において具体的な事例を示す。

（3）苦情処理・紛争解決援助
① 事業主に対して、（1）（2）に係るその雇用する障害者からの苦情を自主的に解決することを努力義務化。
② （1）（2）に係る紛争について、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の特例（紛争調整委員会による調停や都道府県労働局長による勧告等）を整備。

2. 法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。ただし、施行（H30）後５年間に限り、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることに伴う法定雇用率の引上げ分について、本来の計算式で算定した率よりも低くすることを可能とする。

3. その他

障害者の範囲の明確化その他の所要の措置を講ずる。

施行期日：平成28年4月1日（ただし、2は平成30年4月1日、3（障害者の範囲の明確化に限る。）は公布日（平成25年6月19日））

① 障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎ 障害者に対する**差別禁止**※1、**合理的配慮の提供義務**※2 **を規定**【施行期日 平成28年4月1日】。

※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。
※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があると認めるときは、**厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告**を実施。

今後、労働政策審議会障害者雇用分科会の意見を聴いて、具体的な内容は指針を策定。
なお、禁止される差別や合理的配慮の内容として、以下のものなどが想定される。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの利用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否すること　など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めない　など

【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること　など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること　など

② 苦情処理・紛争解決援助について

◎ 事業主は、障害者に対する差別や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者である労働者から**苦情の申出を受けたときは、その自主的な解決を図る**よう努める。

◎ 当該事項に係る紛争は、個別労働紛争解決促進法の特例を設け、**都道府県労働局長が必要な助言、指導又は勧告をする**ことができるものとするとともに、**新たに創設する調停制度の対象**とする。

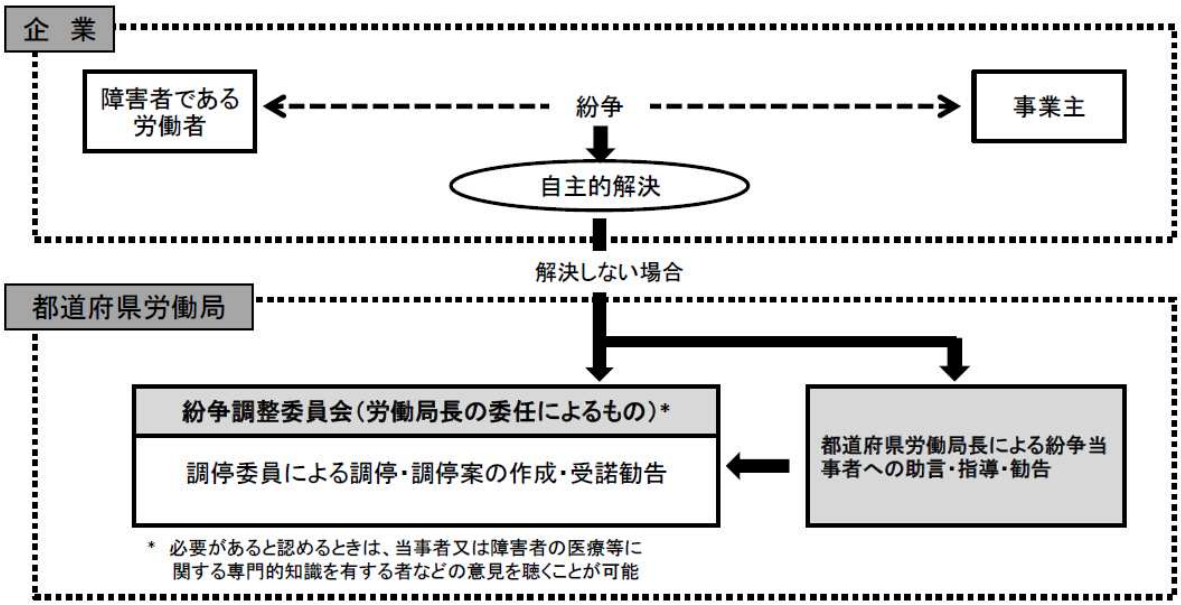

③ 法定雇用率の算定基礎の見直しについて

◎ 法定雇用率の**算定基礎の対象に、新たに精神障害者を追加**【施行期日 平成30年4月1日】。

◎ 法定雇用率は原則5年ごとに見直し。

⇒ 施行後5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日まで）は猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能。

※ 具体的な引上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で議論。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

（分子：追加）

【激変緩和措置の内容】

○ 平成25年4月1日～平成30年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率（2.0%）

○ 平成30年4月1日～平成35年3月31日
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率

○ 平成35年4月1日以降
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率

資料３－１　厚労省平成 25 年 9 月「最近の障害者雇用の現状と課題」抜粋

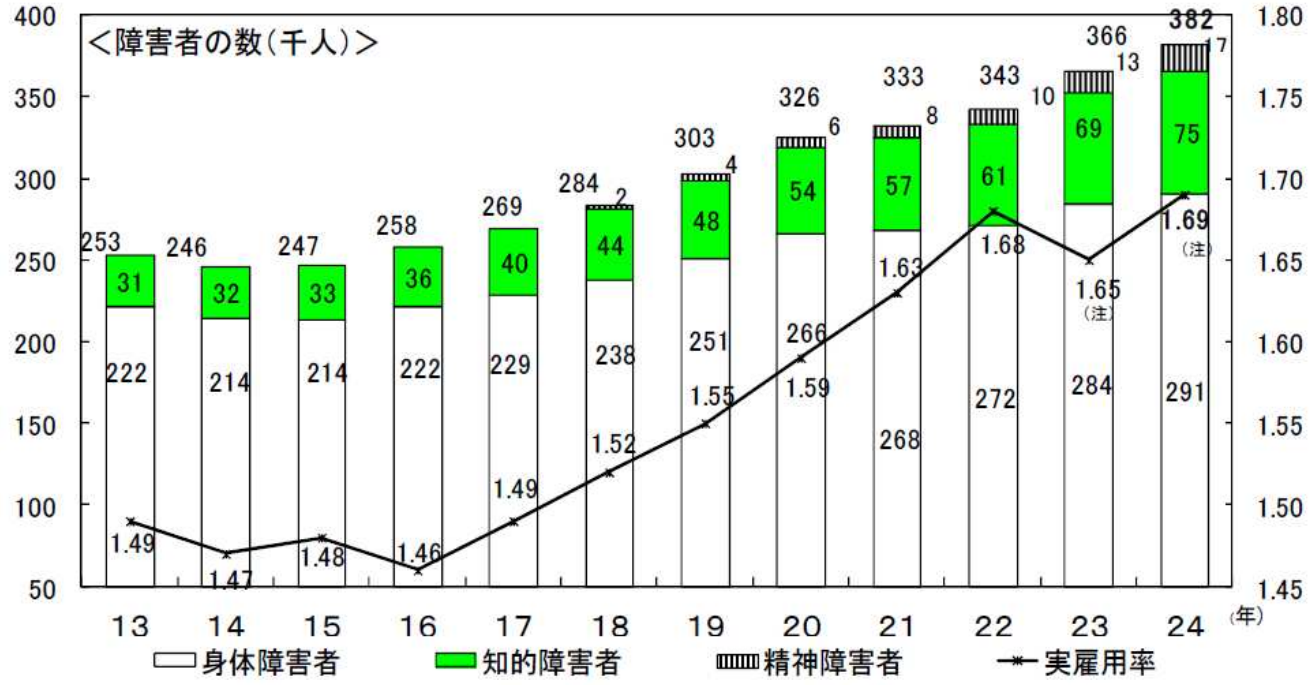

（注）平成22年度の改正前の制度に基づいて実雇用率を推計した場合、平成23年度は1.75%、平成24年度は1.79%である。

資料３－２　厚労省プレスリリース「平成 25 年 障害者雇用状況の集計結果」抜粋

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 25 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年６月１日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成25年４月１日に改定されています（民間企業の場合は 1.8%→2.0%）。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.0%）
○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。数、率の伸び幅も過去最高。
・雇用障害者数は 40 万 8,947.5 人、対前年 7.0%（26,584.0 人）増加
・実雇用率 1.76%、対前年比 0.07 ポイント上昇
○法定雇用率達成企業の割合は 42.7%（前年比 4.1 ポイント低下）

＜公的機関＞（同 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%）※（ ）は前年の値
○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
・　国　　：雇用障害者数 7,371.0 人（7,105.0 人）、実雇用率 2.44%（2.31%）
・都道府県：雇用障害者数 8,136.0 人（7,882.0 人）、実雇用率 2.52%（2.43%）
・市　町　村：雇用障害者数 2 万 4,792.0 人（2 万 3,730.5 人）、実雇用率 2.34%（2.25%）
・教育委員会：雇用障害者数 1 万 3,581.0 人（1 万 2,677.5 人）、実雇用率 2.01%（1.88%）

＜独立行政法人など＞（同 2.3%）※（ ）は前年の値
○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
・雇用障害者数 8,369.0 人（7,647.0 人）、実雇用率 2.27%（2.13%）

資料４－１　東京労働局発表平成２５年５月１５日「平成２４年度都内ハローワークにおける障害者の職業紹介状況について」抜粋

障害者の就職件数が過去最高の５，１６１件に！

～平成２４年度都内ハローワークにおける障害者の職業紹介状況について～

○就職件数は前年度に比べ１２．０%増加の５，１６１件となり、初めて５，０００件を超え、２年連続で過去最高を更新しました。
○障害種別では、特に精神障害者の就職件数が、前年度比２１．７%増と大きく伸びています。

平成２４年度に東京都内ハローワークを通じて就職した障害者の就職件数は、前年度比１２．０%増の５，１６１件となり、過去最高を更新しました。

就職件数は全ての障害種別で増加していますが、特に精神障害者については、都内ハローワークが地域の就労支援機関等と連携した就労支援を強化していることから、前年度と比較して就職件数が２１．７%増と大きく伸びています。

就職件数の障害種別の構成比は、身体障害者が３９．３%（前年度構成比４２．１%）、知的障害者が２６．３%（２６．７%）、精神障害者が３２．４%（２９．８%）、発達障害者・難治性疾患患者等が２．０%（１．４%）となり、精神障害者及び発達障害者・難治性疾患患者等が伸びています。

東京労働局及び都内ハローワークでは、障害者の法定雇用率が平成２５年４月１日から引き上げられたことから、事業主に対する指導・支援の徹底と各種支援措置の活用や関係機関との連携を強化し、ひとりでも多くの障害者が就職できるよう努めています。

障害者の就職件数の推移(障害種別)

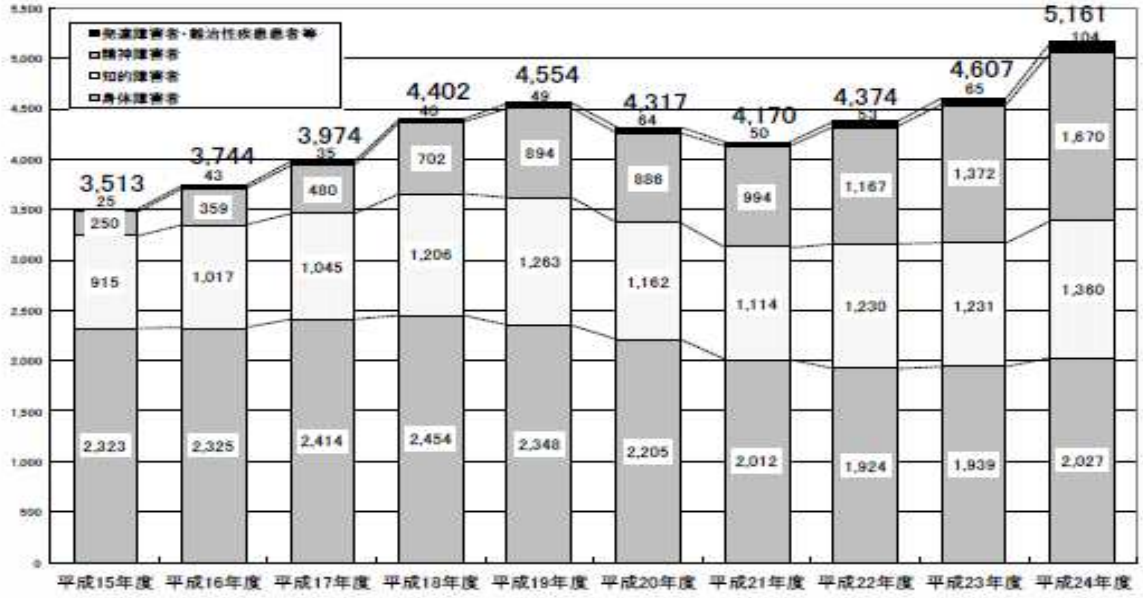

資料４－２　厚労省プレスリリース「 平成 24 年度・障害者の職業紹介状況等」抜粋

	就職件数							
	障害者計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	
			うち重度		うち重度			
15年度	32,885 [100]	22,011 [66.9]	8,678 <39.4>	8,249 [25.1]	1,966 <23.8>	2,493 [7.6]	132 [0.4]	
16年度	35,871 [100]	22,992 [64.1]	9,210 <40.1>	9,102 [25.4]	2,126 <23.4>	3,592 [10.0]	185 [0.5]	
17年度	38,882 [100]	23,834 [61.3]	9,427 <39.6>	10,154 [26.1]	2,270 <22.4>	4,665 [12.0]	229 [0.6]	
18年度	43,987 [100]	25,490 [57.9]	10,024 <39.3>	11,441 [26.0]	2,823 <24.7>	6,739 [15.3]	317 [0.7]	
19年度	45,565 [100]	24,535 [53.8]	9,835 <40.1>	12,186 [26.7]	3,090 <25.4>	8,479 [18.6]	365 [0.8]	
20年度	44,463 [100]	22,623 [50.9]	8,884 <39.3>	11,889 [26.7]	3,010 <25.3>	9,456 [21.3]	495 [1.1]	
21年度	45,257 [100]	22,172 [49.0]	8,460 <38.2>	11,440 [25.3]	2,869 <25.1>	10,929 [24.1]	716 [1.6]	
22年度	52,931 [100]	24,241 [45.8]	9,289 <38.3>	13,164 [24.9]	3,211 <24.4>	14,555 [27.5]	971 [1.8]	
23年度	59,367 [100]	24,864 [41.9]	9,678 <38.9>	14,327 [24.1]	3,547 <24.8>	18,845 [31.7]	1,331 [2.2]	
24年度	68,321 [100]	26,573 [38.9]	10,296 <38.7>	16,030 [23.5]	3,940 <24.6>	23,861 [34.9]	1,857 [2.7]	

資料５－１　厚労省「平成 20 年度障害者雇用実態調査結果の概要について」抜粋

身体障害者

図１－６　週所定労働時間別

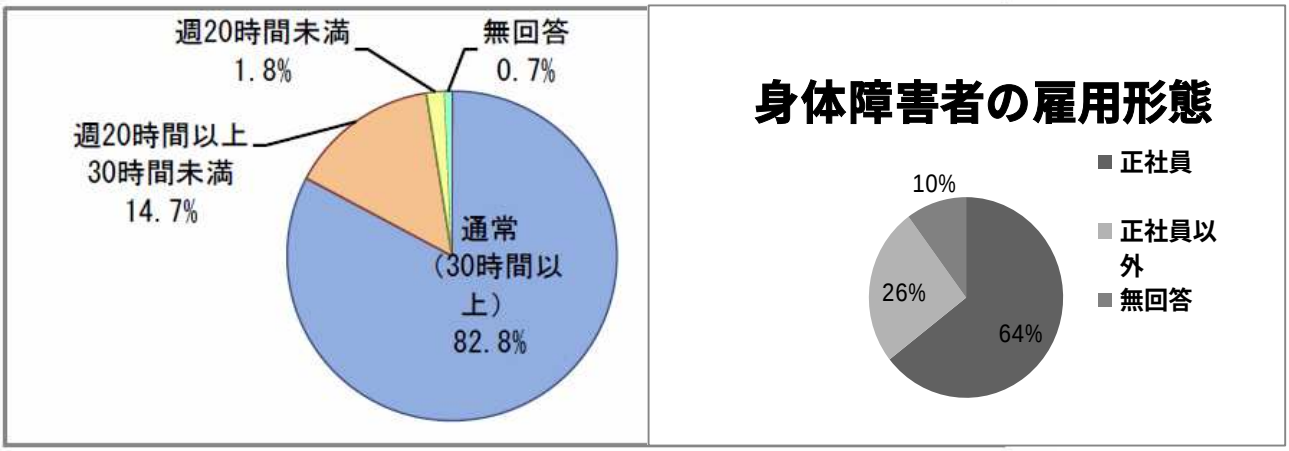

知的障害者

図２－５　週所定労働時間別

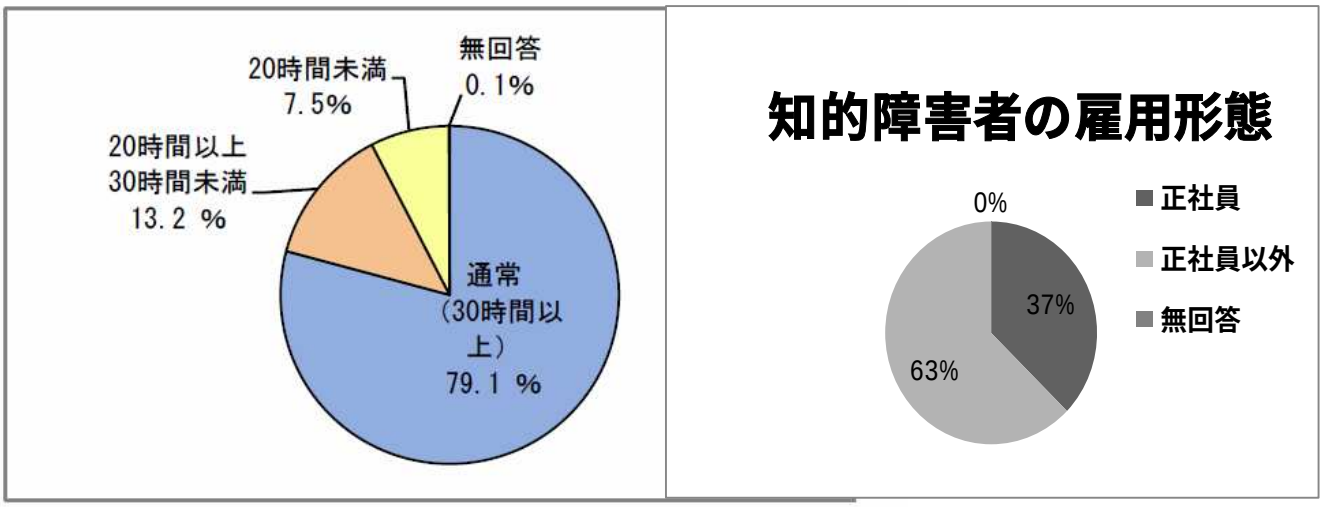

精神障害者

図３－５　週所定労働時間別

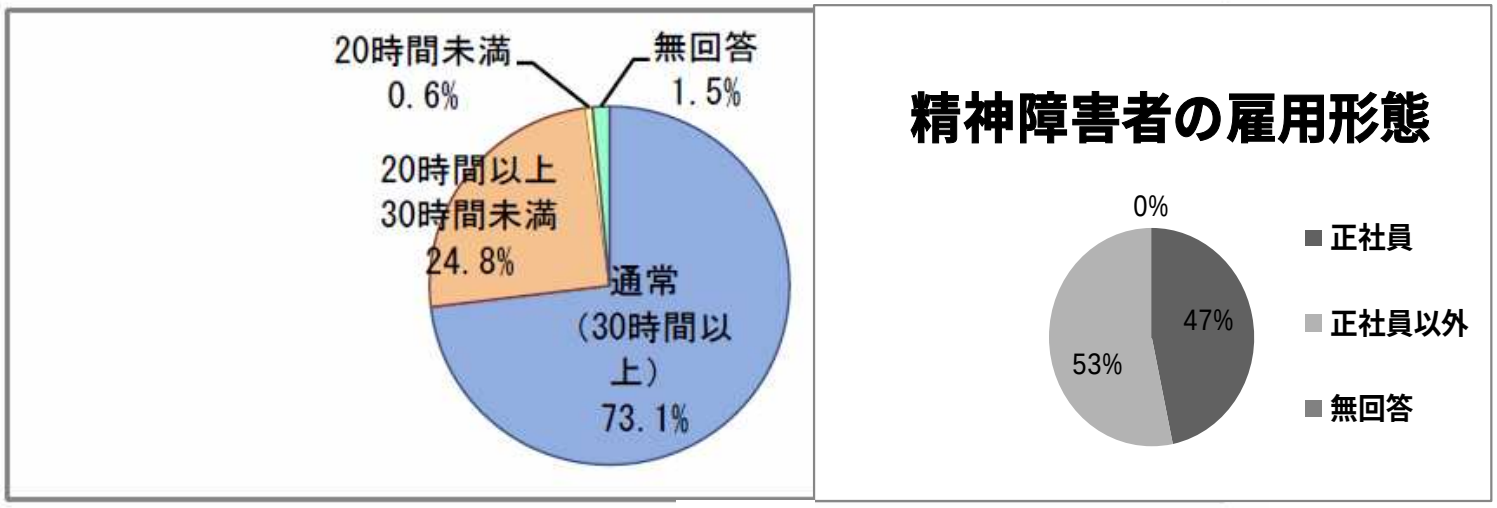

資料５－２　厚労省「平成 20 年度障害者雇用実態調査結果の概要について」抜粋

身体障害者

図５－６　改善等が必要な事項（複数回答、２つまで）

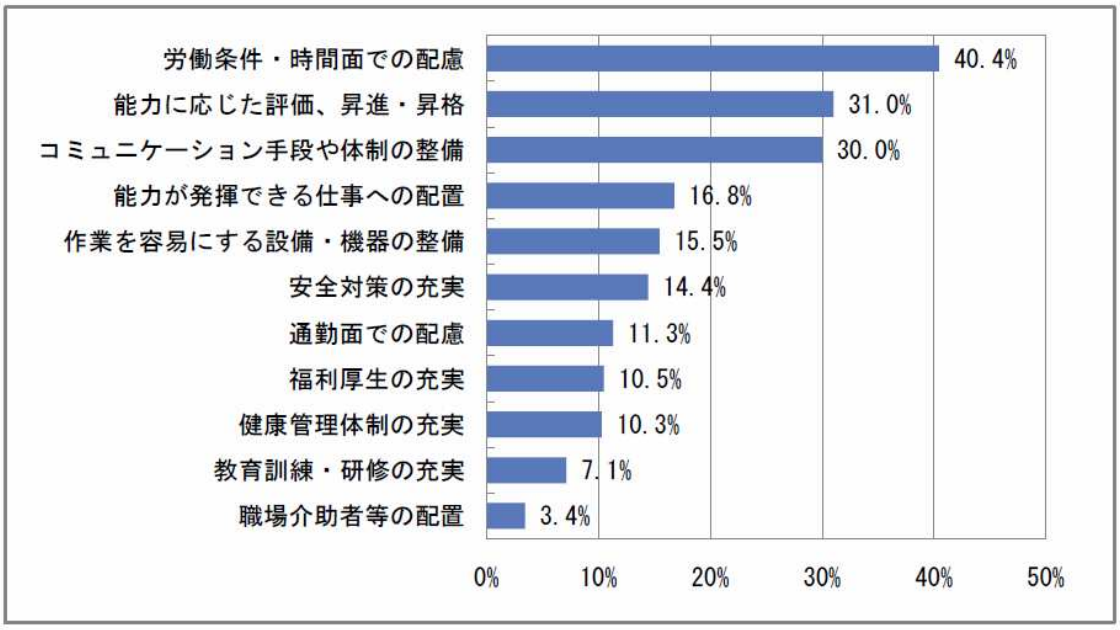

図５－８　将来への不安（複数回答）

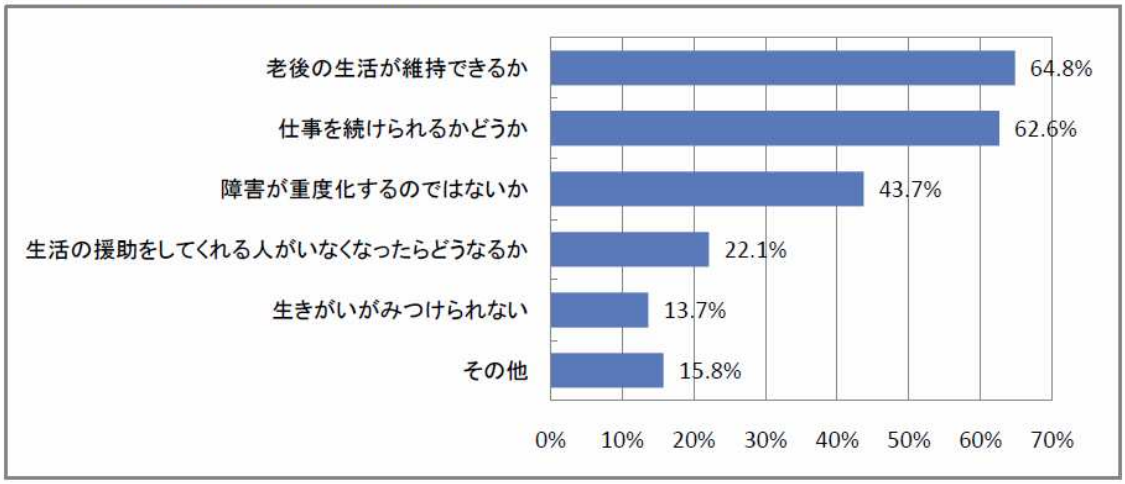

知的障害者

図６－３　職場での要望事項（複数回答）

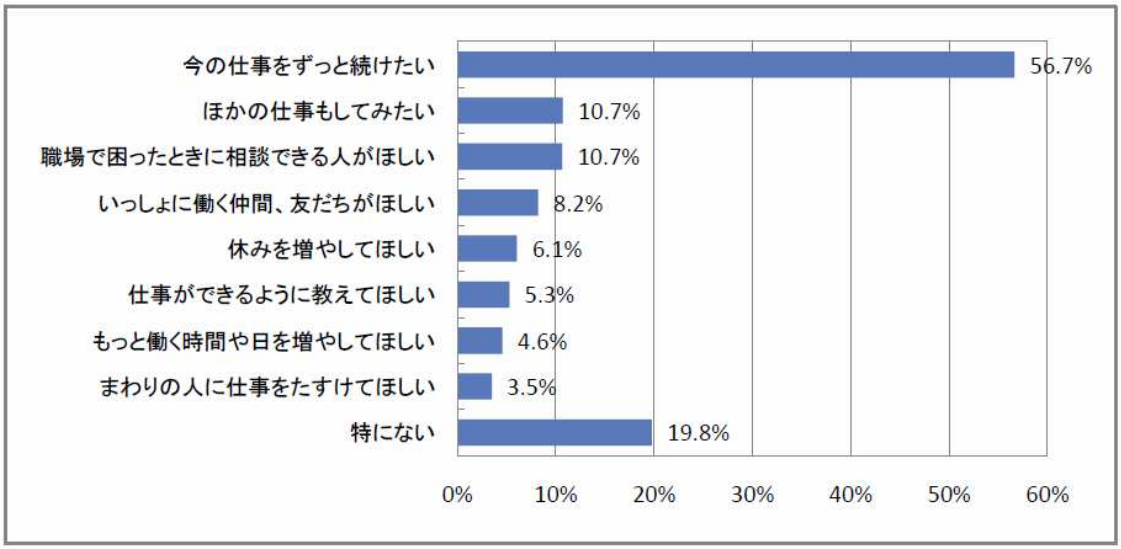

図６－６　将来への不安

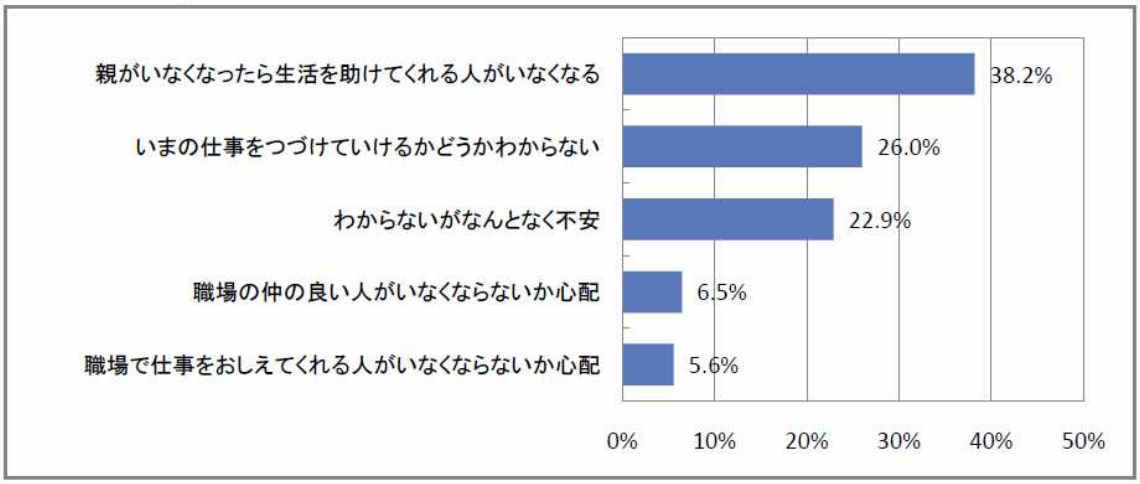

精神障害者

図７－７　改善等が必要な事項（複数回答）

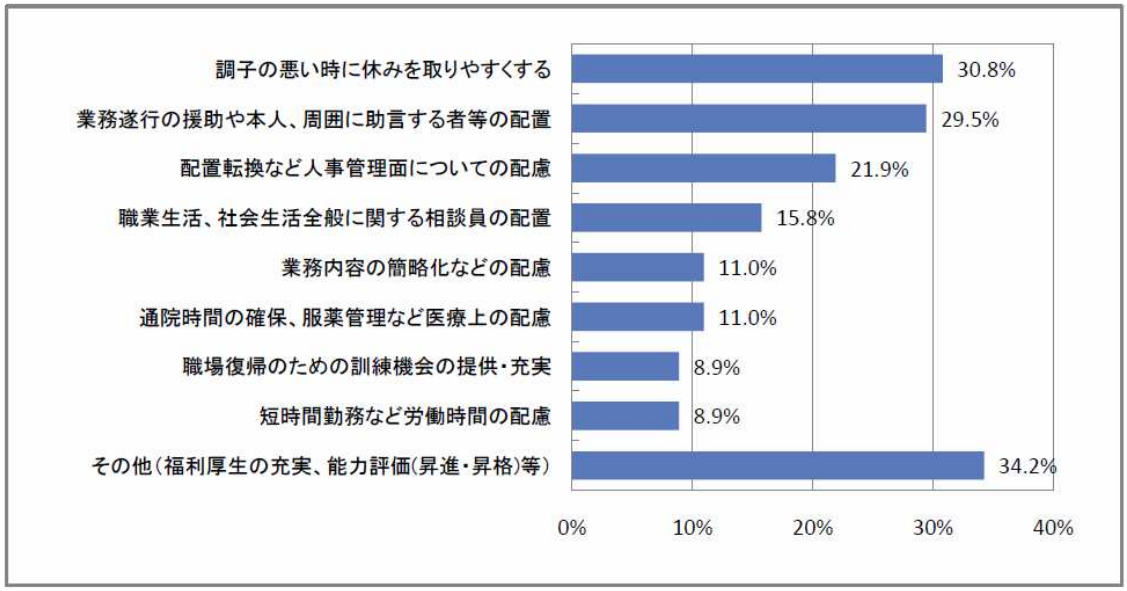

図７－９　将来への不安（複数回答）

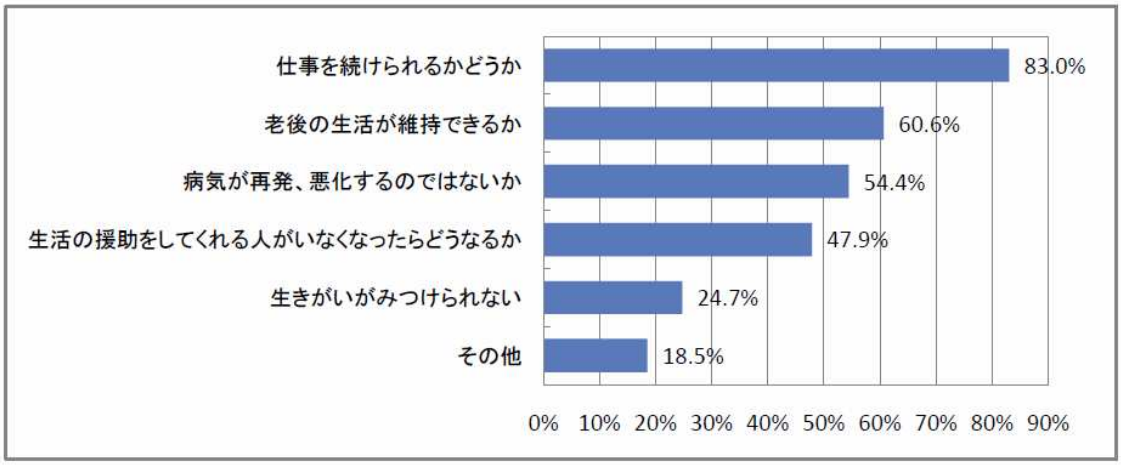

資料６－１　杉並区の障害者就労支援による就職者数

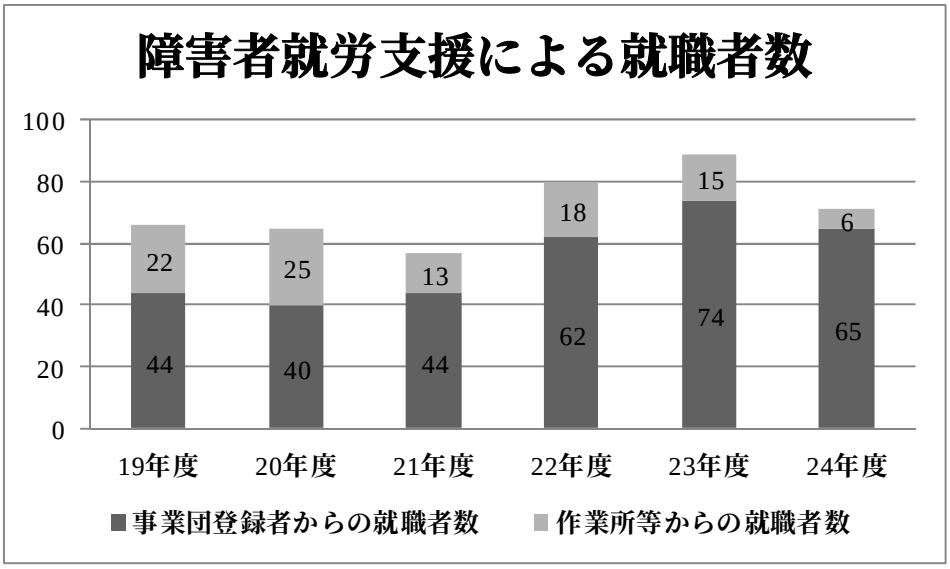

資料６－２　平成 22 年度杉並区障害者基礎調査（地域生活に関する調査）抜粋

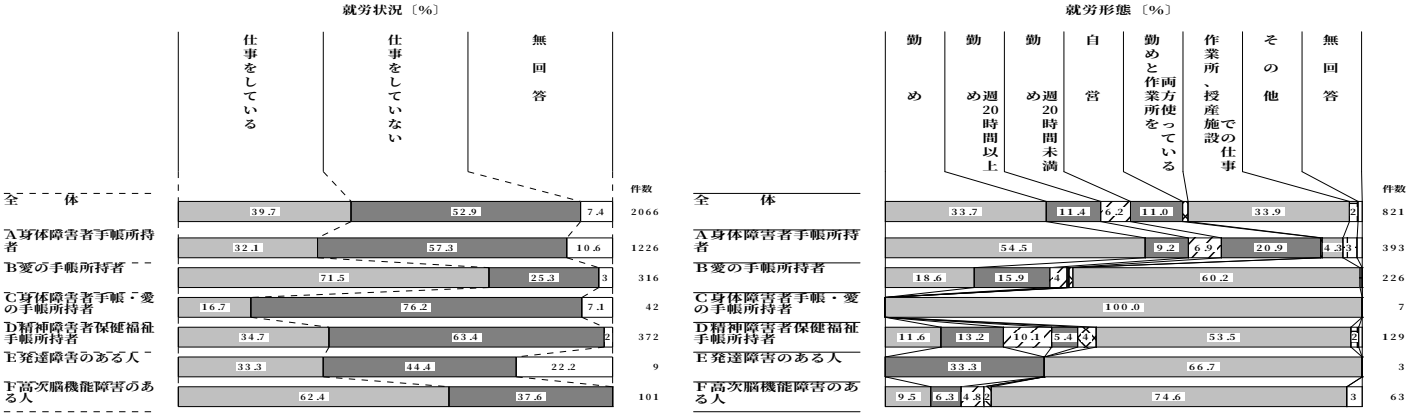

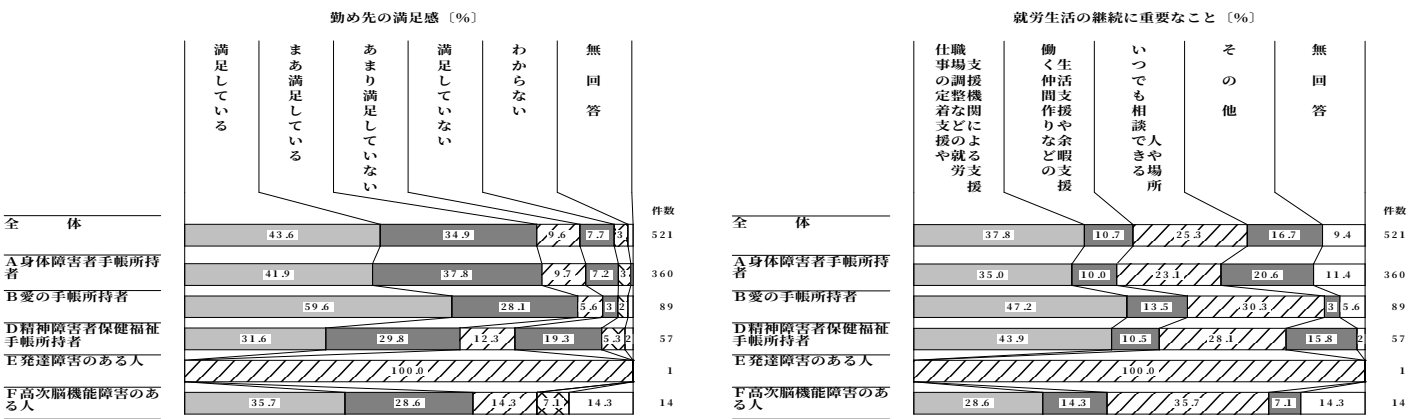

【未就労者】就労意向〔%〕

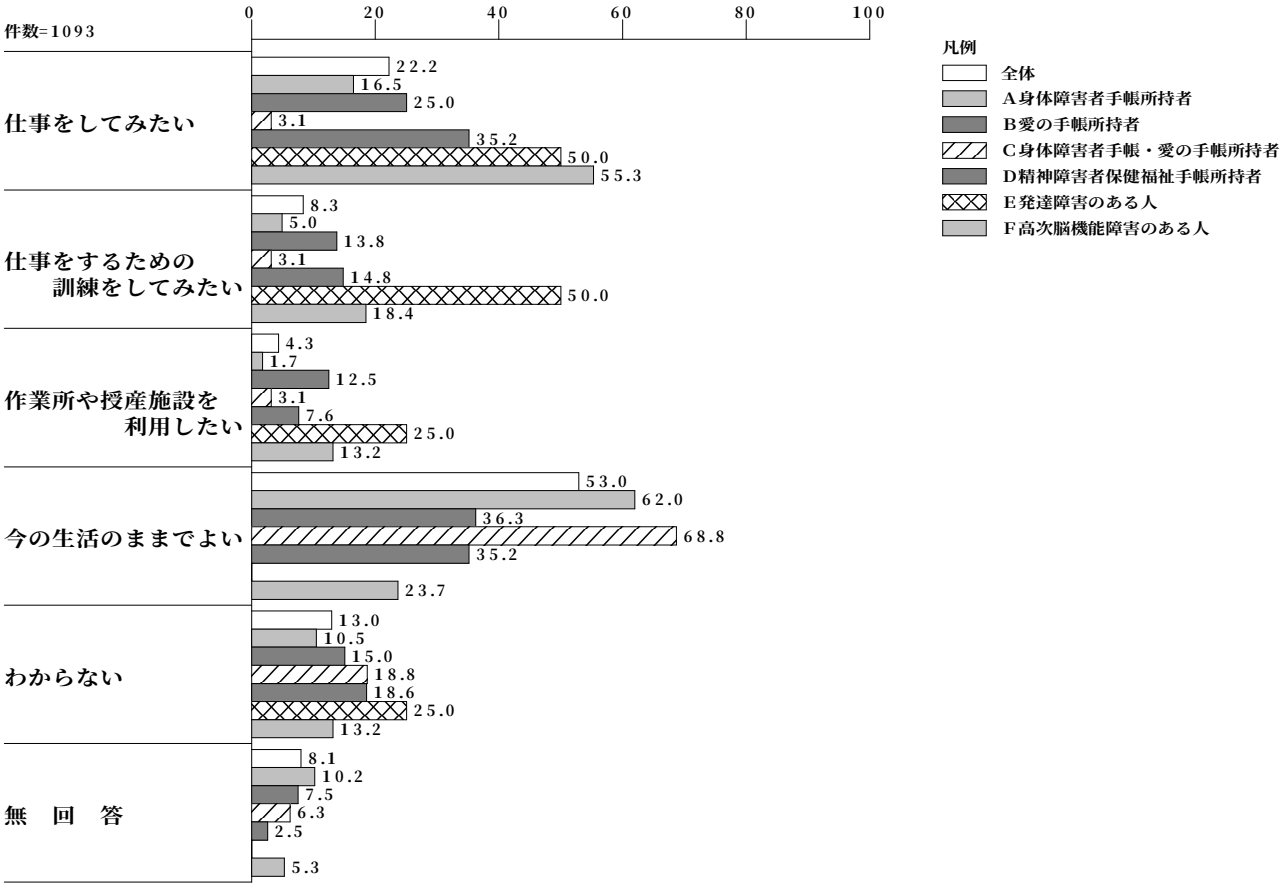

今後 10 年間の杉並区に望むことは何ですか？（上位３位の意見を抜粋）

	A 身体障害者手帳所持者	B 愛の手帳所持者	C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D 精神障害者保健福祉手帳所持者	E 発達障害のある人	F 高次脳機能障害のある人
1 位	バリアフリー化（道路・交通）	親亡き後のことが不安である	入所施設を増やしてサービスの充実	働きやすい環境と雇用の場の拡充	発達障害に対する正しい知識と理解の啓発／雇用の充実と支援体制の確立	気軽に外出できるよう、バリアフリー化
2 位	交通費の助成の拡充	働ける場・住むところの増設	親亡き後の入所施設と在宅サービスの充実	精神障害に対する理解の啓発		支援策等の情報提供／作業所の仕事内容の充実、種類の拡充
3 位	職業訓練の充実と雇用の確保	グループホームの充実・整備	通所施設の増設と送迎費用の支援	デイケアや住む所等サービスの充実	３項目同数（少数のため省略）	

資料６－３　資料６－１の調査の種類と方法及び回収状況

平成 22 年度杉並区障害者基礎調査（地域生活に関する調査）の調査の種類と方法及び回収状況

調査種類		調査対象者数	発送数	抽出率	有効回収数	有効回収率
A 身体障害者手帳所持者	肢体不自由	6,011 人	1,250 件	20.8%	542 件	43.4%
	内部障害	3,845 人	716 件	18.6%	267 件	37.3%
	視覚障害	937 人	350 件	37.4%	153 件	43.7%
	聴覚･言語などの障害	1,093 人	434 件	39.7%	168 件	38.7%
B愛の手帳所持者		1,536 人	919 件	59.8%	442 件	48.1%
C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人		132 人	119 件	90.2%	54 件	45.4%
D精神障害者保健福祉手帳所持者		1,949 人	800 件	41.0%	374 件	46.8%
E発達障害のある人		－	－	－	32 件	－
F高次脳機能障害のある人		－	－	－	101 件	－

調査対象者：A・B・C・Dは、年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出。
E・Fは、情緒障害児通級学級や特定非営利活動法人東京都自閉症協会、相談支援事業所などに調査を依頼。

調査方法　：A・B・C・Dは郵送により配付・回収（視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査）。
E・Fは郵送による回収（高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き　取り調査）。

調査期間：平成 22 年 12 月 13 日（月）～平成 23 年１月８日（日）

資料７－１　杉並区障害者雇用支援事業団における就職者数

障害種別・雇用時間別・雇用形態別の就職者数(平成 24 年度)

	一般（週30時間以上）	短時間（週20～29時間）	短時間（週20時間未満）	合計	雇用形態
身体障害者	3			3	正規雇用
知的障害者	13	6	1	20	1
精神障害者	21	15	5	41	正規以外
その他（難病）			1	1	64
合計	37	21	7	65	65

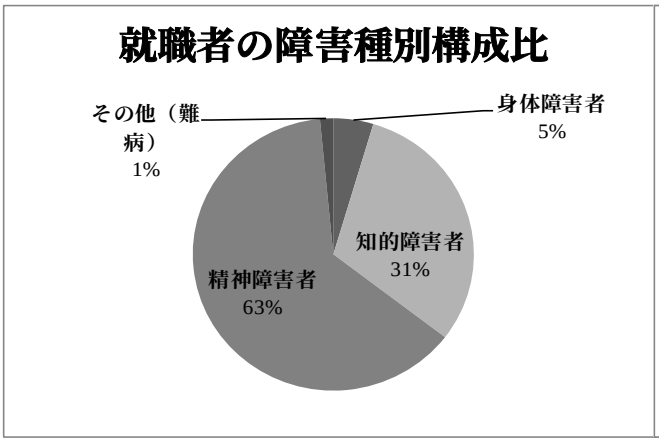

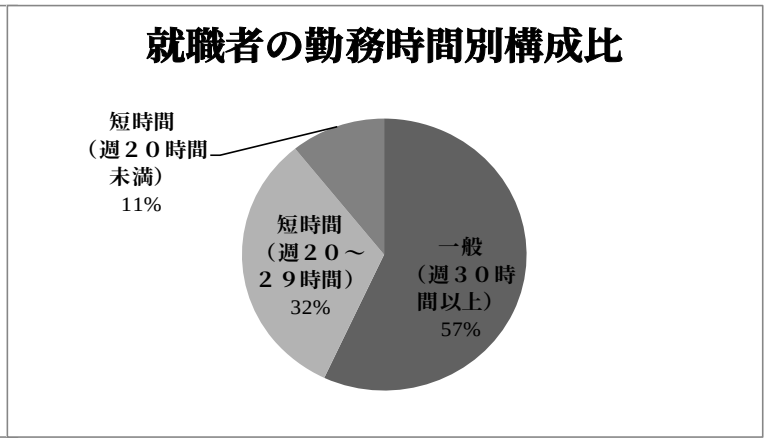

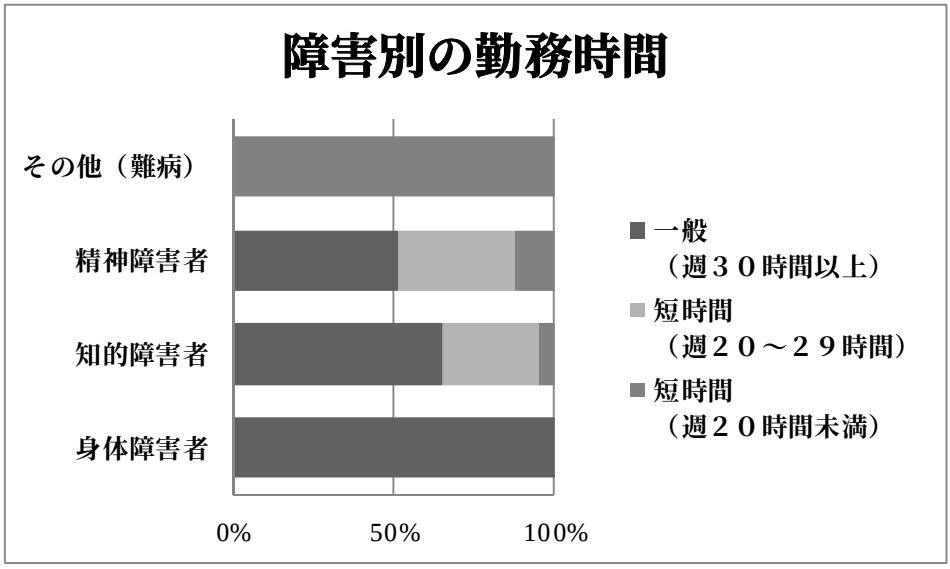

障害別の就職者状況

障害種別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
知的	15	30	35	23	21	29	28	20
精神	1	1	7	15	19	27	36	41
身体	1	4	2	2	4	5	9	3
その他	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	17	35	44	40	44	62	74	65

所属別の就職者状況

就職活動時の所属	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
地域施設	5	5	8	4	5	14	9	16
事業団	12	30	36	36	39	48	65	49
合計	17	35	44	40	44	62	74	65

資料７－２　杉並区障害者雇用支援事業団における就労支援等の状況（平成 24 年度）

内容別件数

就労支援	職業相談	800
	就職準備支援	10,011
	職場開拓件数	1,302
	職場実習	1,777
	職場定着支援	6,105
	離職支援	303
	合　　計	20298
生活支援	日常生活支援	1,044
	不安や悩みの解消	963
	豊かな社会生活を築くための支援	777
	将来設計相談	247
	合　　計	3,031
	総計	23,329

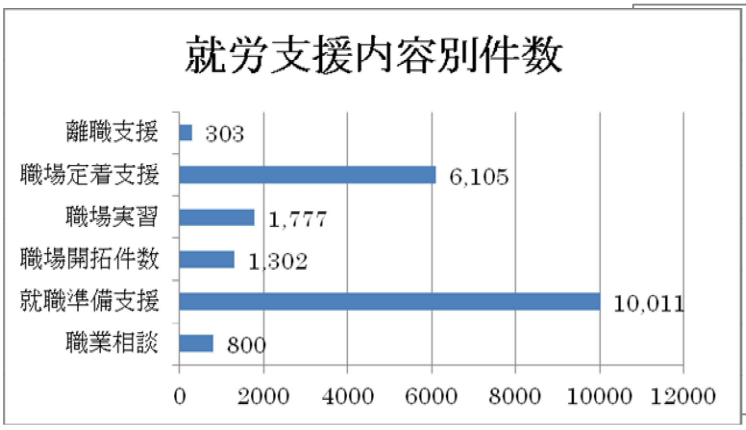

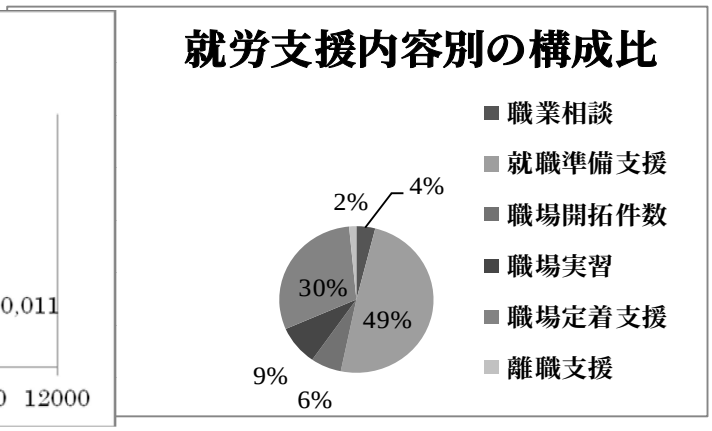

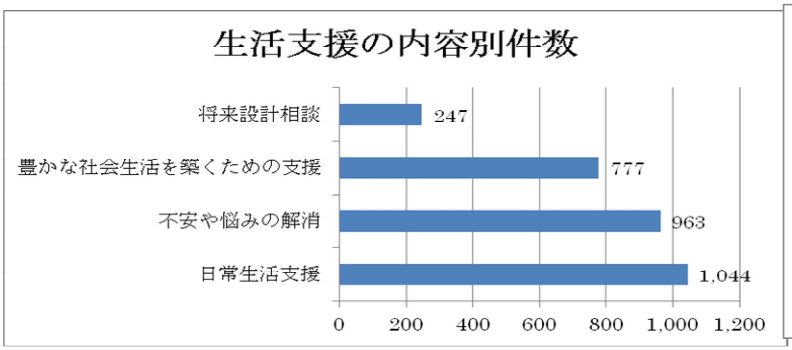

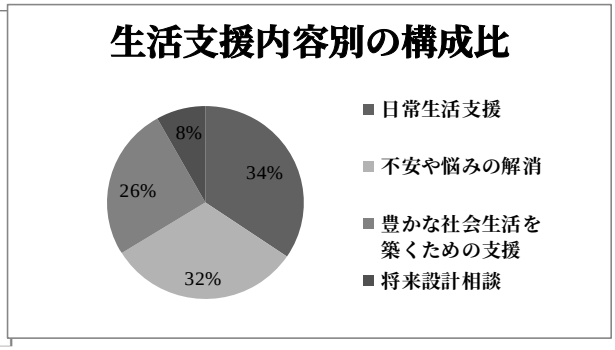

支援方法件数

来所（本人、家族、企業、関係機関が就労支援事業所に来所）	1,849
電話、E-mail、FAX(本人、家族、企業、関係機関が就労支援事業所に電話等する)	5,215
訪問（企業、関係機関、家庭への訪問）	4,326
その他	2,468
のべ件数	13,858

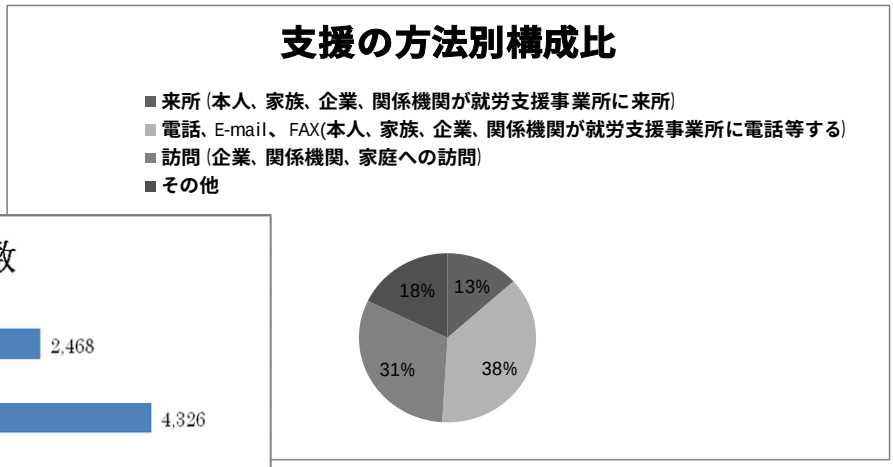

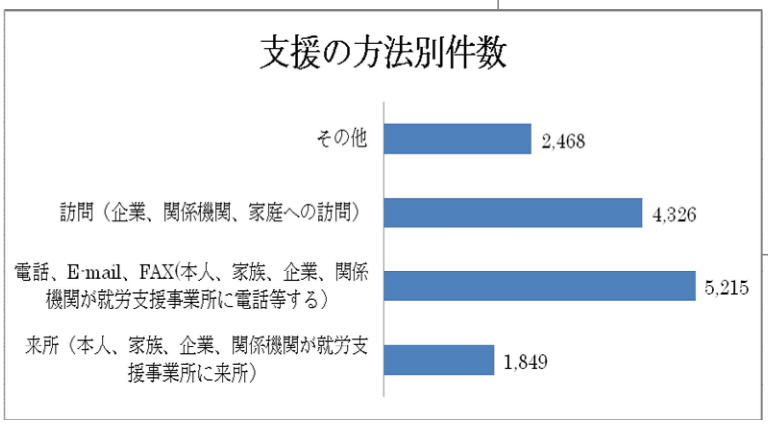

資料７－３　杉並区障害者雇用支援事業団における登録者の状況（平成 24 年度）

登録者の障害別状況

	障害種別数
身体障害者	43
知的障害者	266
精神障害者	230
その他	98
延べ数	637

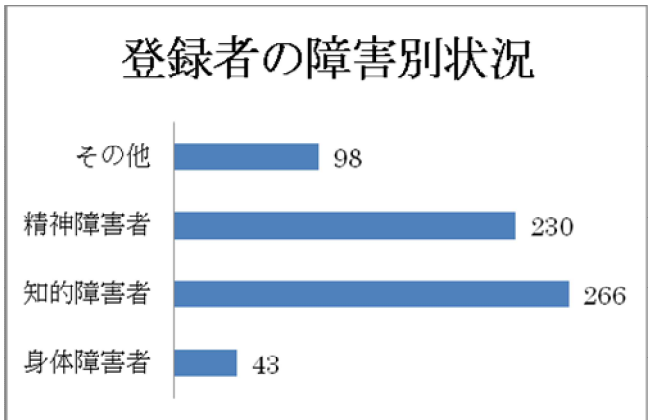

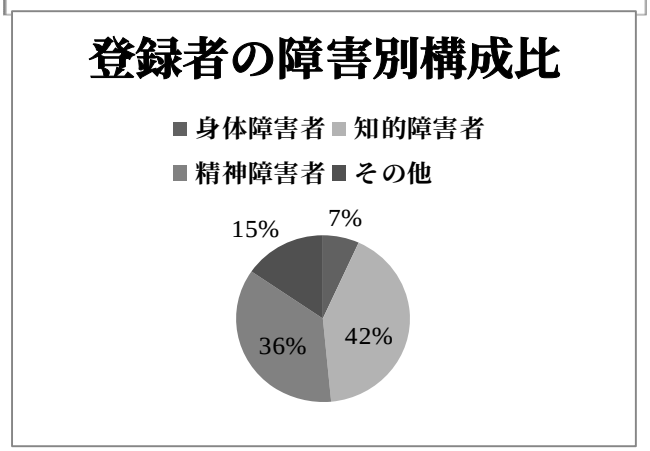

		数
身体障害者	視覚障害	2
	聴覚障害	6
	平衡機能障害	0
	音声・言語・咀嚼機能障害	1
	肢体不自由（1～3 級）	15
	肢体不自由（4～7 級）	11
	内部障害　（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害）	5
	手帳なし	3
	延べ人数	43
知的障害者	愛の手帳（療育手帳）　１度	
	（療育手帳）　２度	3
	（療育手帳）　３度	51
	（療育手帳）　４度	199
	手帳なし	13
	延べ人数	266
精神障害者	障害者手帳　１級	2
	２級	84
	３級	107
	手帳なし	37
	延べ人数	230
その他	発達障害	67
	てんかん	19
	難病患者	1
	高次脳機能障害	6
	その他（　　）	5
	延べ人数	98
延べ人数		637